

令和3年度第2回津市公契約審議会の会議結果報告

1 会議名	令和3年度第2回津市公契約審議会
2 開催日時	令和4年3月22日(火) 午後2時00分から午後3時20分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎4階 庁議室
4 出席した者の氏名	津市公契約審議会委員 西川 源誌(会長)、田邊 三郎、橋本 正治、藤村 真彦、村山 篤、山口 登 (事務局) 総務部長 奥田寛次 総務部次長 稲垣篤哉 調達契約課長 織田充彦 調達契約課調整・物品調達契約担当主幹 伊藤良成 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 工事契約担当副主幹 岡本慎哉 物品調達契約担当副主幹 横山貴之 工事契約担当主査 井原崇視 物品調達契約担当主査 福岡捷太郎
5 内容	(1) 副会長の選任について (2) 令和3年度の労働報酬下限額試行状況について ア 業務委託 イ 指定管理 ウ 工事 (3) 「津市公契約条例の施策の方向性」の検証 ア ①公契約の範囲及び②対象労働者の範囲 イ ③労働報酬下限額試行対象案件 ウ ④～⑦労働状況台帳関連事務 エ ⑧違反時のペナルティ オ ⑨労働報酬下限額の基準 (4) 津市公契約条例の一部改正に向けて (5) 労働報酬下限額の設定方法の見直しについて (6) 令和4年度における労働報酬下限額の運用 (7) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 059-229-3122 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 別紙のとおり

事務局 お待たせいたしました。本日は、皆様大変お忙しい中、お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。

それでは、令和3年度第2回津市公契約審議会を開催させていただきますが、会議に先立ちまして事務局から連絡事項がございます。前回の審議会で奥田委員の辞任について報告いたしました。後任の委員として三重県社会保険労務士会から藤村真彦氏を御推薦いただき、令和3年12月2日付で委嘱を行いました。

今回、藤村委員が御出席いただく初めての審議会ですので、簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは藤村委員、よろしく申し上げます。

委員 【藤村委員挨拶】

事務局 ありがとうございます。それでは開会に当たりまして総務部長より一言御挨拶を申し上げます。

事務局 【総務部長挨拶】

事務局 それでは、西川会長、議長として会議の進行をお願いいたします。

会長 承知しました。皆さんお忙しい中お集まりいただき、ご苦勞様です。前回に引き続き、活発且つ円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本日の会議は、津市の「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき公開としております。

それでは、議事を進めてまいります。「事項書 副会長の選任について」、ですが、津市公契約条例第18条第1項の規定では、副会長は委員の互選により定めることとなっています。

選任について如何いたしましょうか。

委員 事務局の御意見を聞かせてください。

事務局 社会保険労務士として、労働者、事業者双方の状況に精通し、労働及び社会保険関連の専門的な識見を有していらっしゃる藤村委員が適任ではないかと考えます。

委員 異議ございません。

会長 それでは、副会長は藤村委員をお願いしたいと思います。どうぞ、副会長席に、御着席ください。

委員 【副会長挨拶】

会長 それでは「事項2 令和3年度の労働報酬下限額試行状況について」事務局に説明を求めます。

事務局

<概要>

・本年度は令和2年度第2回の審議会において承認された「津市公契約条例の施策の方向性」（資料1-1）に基づいて試行を行った。

・業務委託は予定価格が1,000万円以上で、かつ、競争により契約している特定公契約のうち、10件を試行案件として発注した。今回、新たに報告した2件について、労働報酬下限額（以下「下限額」という。）を上回った労働報酬が支払われていることを確認した。また、アンケートの回答では、事務作業及び提出方法等について課題の提議や意見はなく、下限額の金額は妥当であるとの回答であった。

・指定管理は指定管理料が1,000万円以上で、かつ、公募により指定管理者を決定する案件のうち、1件を試行案件とした。結果は、前回の審議会での報告のとおり、下限額を上回った労働報酬が支払われ、アンケートの回答においても運用上の課題等の提議はなかった。

・工事は予定価格が1億5,000万円以上のもの又は総合評価落札方式において低入札価格調査を経て契約を締結するものの中から、予定価格が1億5,000万円以上の工事12件を試行対象として発注し、うち6件が第1回目の提出を完了している。

一般労働者は最低額こそ交通誘導員の最低額より低い者が存在するものの、最低賃金を大きく上回る者が多い一方で、交通誘導警備員は最低賃金に近い水準の労働報酬で従事している労働者が多い。また、労働者性のある個人事業主については、一定の労働報酬が支払われていることを確認した。

アンケートにおいて、下限額の設定は一部の事業者から低いとの意見があったものの、多くの事業者からは妥当との回答であった。また、労働状況台帳作成及び提出方法等については、問題ないとの回答が多数を占めたが、一部「記入方法がわかりにくい」、「下請業者分の労働状況台帳は元請業者が市に提出するのではなく、下請業者が直接市に提出できるようにしてほしい」との意見があった。

会長 分かりました。では、令和3年度の労働報酬下限額試行状況について、何か御意見・御質問はありませんか？

委員 今回の結果には見習い労働者と思われる方のデータも含まれているのでしょうか。

事務局 労働状況台帳は全ての労働者を提出対象としていますので、データには含まれていますが、それぞれの労働者が見習い労働者であるかどうかの確認はしておりません。しかし、一部で非常に低い労働報酬の労働者がいたことについて、事務局としては当該労働者が見習い労働者であると推測しています。

委員 報酬が低い労働者が見習い労働者であったとしても、下限額以上の労働報酬は支払われているということでしょうか。

事務局 そのとおりです。

委員 調査で全労働者を確認しているということはわかりましたが、特異なケースは除いた方がデータは正確に取れるのではないかと思います。

会長 ほかにございますか？なければ「事項3 津市公契約条例の施策の方向性の検証」に移ります。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 <概要>

・公契約の範囲として、新たに指定管理を対象とし、指定管理者が直接雇用し、かつ、施設に常駐する者を対象労働者に加え、試行を行ったところ、最低賃金に近い水準の労働報酬で働く労働者が多かったことから、指定管理を特定公契約に加え、その労働者を対象とする必要性があると認められた。

また、労働者性を有する個人事業主（一人親方）を新たに対象労働者としたが、個人事業主労働者性チェックシート（資料1-2）の活用により、労働者性の有無の判断に迷うことなく、労働者性を有する個人事業主の労働状況台帳が適切に提出されていた。

・下限額の対象とする場合は、受発注者双方に一定の事務負担が発生するため、本年度の試行のとおりに金額要件等を設定し、特に多くの労働者が従事する案件を対象とすることにより、効率的な制度運用を図ることが必要と考える。

・労働状況台帳提出回数は2月分を2回に分けて提出とし、業務委託及び指定管理は初回及び最終月、工事は履行期間の中間月及び履行完了月を作成対象としている。当該事務については一部の事業者から「手間がかかる」との意見はあったが、多くの事業者は課題や問題点はないとの回答をしていることから、現在の方法で適切な運用が可能と考える。

下請業者が元請業者に労働状況台帳を見られたくない場合は、厳封提出を可とし、守秘性を担保すると共に、元請業者は労働状況台帳等の取りまとめのみを行うものとし、内容確認は発注者にて行うことにより、元請業者の事務負担の軽減を図ることができると考える。

・下限額に係る違反を行った場合、違反した事業者に責があることから、違反業者に対してのみペナルティを科すことが妥当であると考えられる。

・下限額は、まずは、最低賃金に近い水準の労働報酬で従事する労働者の報酬水準を確保することを目標とし、金額の設定を行ったが、令和3年10月1日以降は三重県の最低賃金が下限額を上回ることとなったため、実質的な効力を有する金額となるような設定方法を検討

していく必要があるという課題があった。

会長 分かりました。それでは津市公契約条例の施策の方向性の検証について、何か御意見・御質問はありませんか。

会長 特にございませつか。なければ「事項4 津市公契約条例の一部改正に向けて」と「事項5 労働報酬下限額の設定方法の見直しについて」は相関連しますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局 <概要>

・事項4

津市公契約条例の施策の方向性については、事項3の検証のとおり、下限額の設定方法以外は審議会からの答申に反映する。下限額の設定については、まずは最低賃金に近い水準の労働報酬で従事する労働者の労働環境を確保するという目標及び津市職員高卒初任給を勘案した額とする考え方は変更することなく、最低賃金の状況や試行結果における労働報酬の水準を踏まえた設定方法に見直しを行う。

・事項5

公務員の初任給の水準は、同年齢の標準生計費を下回らないように設計されており、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有し、民間事業者の給与水準と均衡させることが基本となっていることから、下限額の設定については、本市職員高卒初任給の1時間当たりの給与額に定率を乗じて得た額を下限額として設定していた。本年度は定率を85%として下限額の設定を行ったが、下限額が三重県の最低賃金を下回ることとなったことから、実質的な効力を有する下限額となるよう定率を見直す必要がある。

見直しに当たっては、本年度の試行結果における三重県の最低賃金以上で本市職員高卒初任給の1時間当たりの給与額以下の労働者の平均額を目安とし、その額は本市職員高卒初任給1時間当たりの給与額の約90%に相当することから、定率は90%に見直すこととした。

会長 分かりました。それでは津市公契約条例の一部改正に向けて及び労働報酬下限額の設定方法の見直しについて、何かご意見・ご質問はありませんか。

委員 定率を90%に見直すとのことですが、最低賃金に近い水準で従事する労働者の報酬の平均が940円とのことですが、940円が津市職員高卒初任給の90%となったのは偶然でしょうか。

事務局 本市が考える「最低賃金に近い水準」とは、本市職員高卒初任給の1時間当たりの給与額である1,050円以下の場合と考えています。それを試行結果から抽出し、平均すると約940円となり、940円を本市職員高卒初任給の1時間当たりの給与額に当てはめると

約90%となったものです。

委員 下限額を決めるに当たって、今までは津市職員高卒初任給の85%を基準としていましたが、三重県の最低賃金が逆転したため、90%に引き上げるとの説明でしたが、三重県の最低賃金を基準として、その何%以上とする方がわかりやすく、下限額が最低賃金を下回ることも起こらなくなると思います。

事務局 下限額の設定に当たって、何を基準にするかは他の自治体でも様々で、最低賃金を基準としている所もありますが、本市では公務員の初任給は標準的な生計費を賄うように設定されていること、民間事業者と均衡させることとされていることから、基準としています。最低賃金は生活保護費等も勘案して設定されており、あくまで「最低」を決めていくものと考えていますので、「標準」である公務員の初任給を下限額の基準としています。

委員 津市の初任給は職種が異なっても同一なのでしょうか。また、金額が異なる場合は、下限額の基準としている職種を教えてください。

事務局 職種によって異なりますが、下限額の基準は事務職のものを採用しています。なお、どの職種であっても民間事業者の給与を反映しています。

委員 一般事務職を基準として、作業員については事務職は何%か差をつけるというのが妥当ということでしょうか。

事務局 金額だけを考えるのであれば、例えば三重県の最低賃金の105%とすると約947円という考えもありますが、市が直営ですといくらで、その何%を下限額とするとした方が理解が得られやすいのではないかと考えています。そのため、市の直営とする場合の人件費として職員給与を基準とすることは根拠として妥当であると考えます。

委員 定率の85%や90%という数字は落札率に近い数字のように思えますが、落札率を考慮して設定されたのでしょうか。

事務局 落札率を考慮した数字ではありません。

委員 最低賃金ではなく、標準的な生計費を賄うように設定されている公務員の初任給を下限額の基準として設定するとの説明で納得しましたが、最低賃金は年1回しか改定されないのも、民間の状況を反映するのが遅れます。そのため、急激な賃金の変動があった場合はどのように対処するかは考えておいた方がいいと思います。

委員 民間事業者は、市場調査をして給与を決めることが多いですが、公

務員の場合はどうでしょうか。優秀な人材を採用するためには、初任給を上げないと人材が集まらないというのは民間も公務員も同じだと思うのですが。

事務局 公務員の給料は人事院勧告を参考にしているため、優秀な人材を確保することを目的として初任給が変わることはありません。また、先ほど委員の御指摘のとおり最低賃金は年1回の更新ではありますが、給与の変動が激しいのは比較的高額な労働報酬を得ている技術者であると推察しており、今回労働環境を確保しようとしている最低賃金に近い水準の労働報酬で働く労働者については、常に最低賃金に近い水準のままで大きな変動はないものと考えていますので、年1回の見直しで問題はないものと考えます。万一、急激なインフレやデフレがあった場合は、審議会を開催し、下限額の設定について御審議いただくこともあり得ます。

委員 物価が急激に上がっているとのことなので、来年度早々に見直すということもあり得るのでしょうか。

事務局 公務員の給与は民間事業者の給与を反映していますが、反映するのが遅れ、かつ、民間事業者と大きな差ができない限りは来年度早々の見直しは不要と考えます。

委員 4月以降は相当に物価が上昇するのではという話も聞こえてくる状況で、経営者が出せる賃金とのバランスを考えて下限額の設定をしていただければと思います。

委員 戦争等の影響で物価が急激に上昇した場合、賃金を上げたくても急激に物価が上昇している状況では難しくなります。このような特異な状況の場合、従来のようにスライド条項を適用するだけでなく、スムーズに工事を施工できるような対策を考えておいてください。そのような対策を講じることが賃金も含めた労働者の労働環境を確保することに繋がると思います。

下限額の設定については、市が設定し、運用することになりますので、市が運用しやすい形にするのがいいと思います。

会長 事務局からの説明にありますように、市は最低賃金に近い水準の労働報酬で働く労働者の報酬水準を確保するというを目的として下限額を設定しており、少なくとも市が発注する案件ではそのような労働者の労働環境を確保しなければならないということです。

下限額の基準を最低賃金とするのか、津市職員高卒初任給とするのかについては、どちらもメリットデメリットはあるのかと思いますが、事務局の説明にありました設定する目的を考えると、津市職員高卒初任給を基準とするのが妥当ではないでしょうか。しかし、試行結果を見ると初任給の基準をそのまま適用するのは難しい部分もある

ので、そこから経済情勢等を勘案し定率を乗じるということが労使にとって中立的な案ではないかと思いますが、特に異論がなければ事項4、事項5については、事務局の提案どおり進めていただくこととよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

会長 異議が無いようですので、事務局の提案どおり進めていただくこととします。

次に、「事項6 令和4年度における労働報酬下限額の運用」に移ります。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

<概要>

- ・労働報酬下限額は事項5のとおり見直す
- ・労働報酬下限額以外の条件については、資料1-1の条件とし、条件に合致する契約の中から一定数を抽出し、対象案件として発注する。

会長

分かりました。それでは令和4年度における労働報酬下限額の運用について、何か御意見・御質問はありませんか。

委員

受発注者双方が労働状況台帳作成等の事務を実践することを目的としてとのことですが、労働状況台帳を作成するのは今までどおり事業者が行うということでしょうか。

事務局

労働報酬下限額以外の内容については、資料1-1のとおりで、受注者は受注関係者の労働状況台帳等を物理的な取りまとめのみを行うことや、違反があった場合のペナルティは違反業者に対してのみペナルティを行うことなどについて変わりありませんので令和4年度も同様の方向で進めていくということです。

事務局

今まで議論を重ねた結果を基に令和4年度に答申をいただき、令和5年度に改正条例等を施行したいと考えていますが、令和4年度も全く運用しないというのではなく、何件かを抽出し、令和5年度と全く同条件で運用するということです。

委員

資料3ページにおいて、まずは最低賃金に近い水準の労働報酬で従事する労働者の報酬水準を確保することを目標とする、とありますが、当面ということとよろしいでしょうか。

事務局

今までの議論の中で、先ほど御承認いただいた内容であれば、事業者にとって過度の負担にはならないであろうということで、まずは最低賃金に近い水準の労働報酬で従事する労働者の報酬水準を確保することを目標として令和5年度はスタートしたいと考えています。

会長 ほかにございせんか。なければ「事項7 その他」に移ります。
委員の皆様、何かございますか

委員 公共工事の設計には設計労務単価に基づいて設計されているものかと思いますが、令和4年2月18日に国土交通省から令和4年度の設計労務単価が発表された資料には、労務単価は令和3年度より引き上げられているということと、当該労務単価には事業主負担分は含まれていないということが書かれています。また、法定福利費は必要経費であり、事業者は下請業者に対し、必要経費分を計上しない又は必要経費を値引くことは不当行為であるとも書かれています。

事業主が労働者一人の雇用に必要な経費は設計労務単価の14.1%になるということです。必要経費分は設計価格に含まれているので、事業者が下請業者に対して必要経費分も含めた適切な下請契約を締結しなければなりません。中には適切に支払われていない下請業者もあるようです。このような状況ですので、下限額とは少し離れた話にはなりますが、こういった実態があることも知っていただければと思います。

津市のホームページにおいても法定福利費を明示した標準見積書の活用についてということで掲載されていますので、引き続き目を向けていただきたいと思います。

委員 4.1%というのは法定福利費のみで4.1%ということでしょうか。

委員 法定福利費、安全管理費等も含めた必要経費が4.1%ということです。

会長 委員の意見は、今後事務局で参考としてください。
委員の皆様、ほかになにかございますか。なければ事務局からは何かございますか。

事務局 事務局からは特にありません。

会長 特に無いようですので、本日の会議はこれで終わりたいと思います。
長時間にわたる御審議、御苦勞様でした。

令和3年度第2回津市公契約審議会事項書

令和4年3月22日(火) 14時00分

津市役所本庁舎4階 庁議室

- 1 副会長の選任について

- 2 令和3年度の労働報酬下限額試行状況について
 - (1) 業務委託

 - (2) 指定管理

 - (3) 工事

- 3 「津市公契約条例の施策の方向性」の検証
 - (1) ①公契約の範囲及び②対象労働者の範囲

 - (2) ③労働報酬下限額試行対象案件

 - (3) ④～⑦労働状況台帳関連事務

 - (4) ⑧違反時のペナルティ

 - (5) ⑨労働報酬下限額の基準

- 4 津市公契約条例の一部改正に向けて

- 5 労働報酬下限額の設定方法の見直しについて

- 6 令和4年度における労働報酬下限額の運用

- 7 その他

2 令和3年度の労働報酬下限額試行状況について

本年度の試行については、令和2年度第2回の審議会において承認された「津市公契約条例の施策の方向性」（資料1-1）に基づいて実施しています。

(1) 業務委託

業務委託においては、「予定価格が1,000万円以上で、かつ、競争により契約している特定公契約」のうち、清掃業務4件、人的警備業務2件、施設の管理業務1件及び工事に付随する設計等業務3件、合計10件を労働報酬下限額（以下「下限額」という。）の試行対象案件（資料2-1）として発注しています。

労働状況台帳及びアンケートの回答（以下「労働状況台帳等」という。）については、契約期間中に2回提出することとしている中、第1回目の提出は全ての案件で完了しており、このうち8件については、前回の審議会（令和3年11月1日開催）において、その結果を報告させていただきました。その後、残りの2件についても提出があり、その結果については、報告済みの案件と同様に本年度の下限額を上回った労働報酬が支払われており、また、アンケートの回答では、両者ともに労働状況台帳の様式、作成に係る事務作業及び提出方法等について課題の提議や意見は無く、下限額の金額は妥当であるとの回答でした。（資料2-2、2-3）

(2) 指定管理

指定管理においては、「指定管理料が1,000万円以上で、かつ、公募により指定管理者を決定する案件」の中から1件を下限額の試行対象案件（資料2-1）として、業務委託と同様に、協定期間中に指定管理者より労働状況台帳等を2回提出することとしています。

労働状況台帳等については、第1回目の提出は完了しており、前回の審議会（令和3年11月1日開催）での報告のとおり、下限額を上回った労働報酬が支払われ、アンケートの回答においても運用上の課題等の提議はありませんでした。

(3) 工事

工事においては、「①予定価格が1億5,000万円以上のもの、又は②総合評価落札方式において低入札価格調査を経て契約を締結するもの」の中から、予定価格が1億5,000万円以上の工事全件（建築一式工事3件、土木一式工事7件、機械器具設置工事2件の合計12件）を試行対象として、発注を行っています。労働状況台帳等の提出回数は2回としており、12件の試行対象のうち6件が第1回目の提出を完了しています。

ア 試行案件について

資料3-1のとおり

イ 労働報酬の状況について

本年度の試行においては、業務内容、経験年数に差をつけることなく、津市として一律の下限額を設定しています。

受注者等から提出された労働状況台帳により、全ての事業者において労働者に対して下限額以上の労働報酬が支払われていることが確認できましたが、その金額については資料3-2のとおりであり、一般労働者については最低額こそ交通誘導警備員の最低額より低い者が3名存在するものの、最低賃金を大きく上回る労働者が

多い一方で、交通誘導警備員については最低賃金に近い水準の労働報酬で従事している労働者が多く、過年度の試行と同様の傾向が見られました。なお、交通誘導警備員の最低額より低い3名については、当該労働者が所属する事業者の労働者全ての労働報酬が低いという状況でないことから、この3名はいわゆる見習い労働者であるなど特別な状況下にある者と推察されます。

また、事業者で使用される労働者と労働者性のある個人事業主との比較は資料3-3のとおりで、労働者性のある個人事業主については、一定の労働報酬が支払われていることを確認しました。

ウ アンケート結果について（資料3-4）

事業者に対して行ったアンケートでは、下限額の設定については、一部の下請業者からは低いとの意見がありましたが、多くの事業者からは妥当との回答で、過去のアンケートと同様の結果が見られました。また、労働状況台帳の作成及び提出関連事務については、「問題ない」との回答が多数を占めましたが、一部、「記入方法がわかりにくい」、「下請業者分の労働状況台帳は、元請業者が市に提出するのではなく、下請業者が市に直接提出できるようにしてほしい」との意見がありました。

エ 違反申出について

労働者からの違反申出は、現時点ではありません。

3 「津市公契約条例の施策の方向性」（資料1-1）の検証

(1) ①公契約の範囲及び②対象労働者の範囲

本年度から新たに指定管理を試行対象案件とし、指定管理者が直接雇用し、かつ、施設に常駐する者を対象労働者に加えました。指定管理における業務は、施設の受付や清掃など、人的経費の占める割合が高い業務が大半であり、試行結果からも最低賃金に近い水準の労働報酬で働く労働者が多かったことから、津市公契約条例施行規則（以下「規則」という。）第3条に規定する特定公契約（以下「特定公契約」という。）に加え、その労働者を対象とする必要性が認められました。

また、労働者性を有する個人事業主（一人親方）を対象労働者に加えたことに関しては、主に建築一式工事で個人事業主の従事がありましたが、個人事業主労働者性チェックシート（資料1-2）の活用により、労働者性の有無の判断に迷うことなく、労働者性を有する個人事業主の労働状況台帳が適切に提出されました。

(2) ③労働報酬下限額試行対象案件

本市は多くの特定公契約を締結していますが、労働報酬下限額の対象とする場合には、受発注者双方に一定の事務負担が発生するため、まずは、本年度の試行のとおり金額要件等を設定し、特に多くの労働者が従事する案件を対象としていくことにより、効率的な制度運用を図る必要があるものと考えます。

(3) ④～⑦労働状況台帳関連事務

労働状況台帳作成対象及び提出回数は、2月分を2回に分けて提出し、提出時期は、業務委託及び指定管理は初回及び最終回、工事は履行期間の中間月及び履行完了月に係る労働報酬が支払われるべき日の属する月の翌月末日までとしたところ、アンケートでは、一部、「手間がかかる」という意見がありましたが、労働者の労働

状況を確認するために必要な事務であるとともに、多くの受注者等は事務作業について課題や問題点はないと回答していることから、現在の条件で適切な運用が可能であると考えます。提出方法については、「下請業者分の労働状況台帳は、下請業者が市に直接提出できるようにしてほしい」という意見もありましたが、元請業者には下請業者分の労働状況台帳等の内容確認は不要として事務の簡素化を図るとともに、下請業者には元請業者に労働状況台帳を見られたくない場合は厳封して元請業者に提出することを可として守秘性を担保することとした上で、受注者の責任として、元請業者で取りまとめていただく必要があるものと考えます。

また、工事における労働状況台帳作成事務は、下請業者が多く複雑であり、アンケートで一部理解しづらいとの意見があったことから、事務を詳細に解説したマニュアルを新たに作成する等の改善を図る必要があると考えています。

(4) ⑧違反時のペナルティ

受注関係者は下請契約締結時に受注者から下限額について説明を受けた上で下請契約締結しているにも係わらず下限額に係る違反を行った場合、違反した受注関係者に責があることから、本市は違反業者に対し個別にペナルティを科すこととしています。本年度の試行において、ペナルティが必要な事案は発生していませんが、ペナルティについては違反事業者に対してのみ行うことが適当であると考えます。

(5) ⑨労働報酬下限額の基準

本年度の試行における労働報酬下限額については、まずは、最低賃金に近い水準の労働報酬で従事する労働者の報酬水準を確保することを目標とし、労働者の業務内容、経験年数等で差をつけることなく、全ての労働者に対して同一の基準（津市職員高卒初任給を勘案した額）により設定しました。試行結果からは、業務委託、指定管理及び工事における交通誘導警備に従事する多くの労働者は、最低賃金に近い水準の労働報酬で従事しており、改めて、このような状況にある労働者の報酬水準の確保が喫緊の課題であると認められます。

また、本年度の試行における下限額は890円としましたが、令和3年10月1日から三重県の最低賃金が902円となり、下限額を上回ることとなりました。このため、令和3年10月1日以降は、下限額を902円として試行していますが、今後の下限額の設定にあたっては、社会経済の情勢を的確に見据え、実質的な効力を有する金額となるよう設定方法を検討していく必要があるという課題が見えてきました。

4 津市公契約条例の一部改正に向けて

令和2年度第2回の審議会において承認された「津市公契約条例の施策の方向性」については、上記3の検証のとおり、労働報酬下限額の設定方法以外は、その方向性は妥当である又は必要と認められるとともに、運用上の問題も見受けられないことから、これを審議会からの答申に反映することとします。また、労働報酬下限額の設定方法については、まずは、最低賃金に近い水準の労働報酬で従事する労働者の労働環境を確保するという目標及び津市職員高卒初任給を勘案した額とする考え方は変更することなく、最低賃金の状況や試行結果における労働報酬の水準を踏まえた設定方法に見直しを行

います。

なお、令和4年度の審議会では、津市公契約条例の一部改正に向けて、答申案等を審議いただく必要がありますので、資料4のスケジュールに沿って審議会を開催する予定です。

5 労働報酬下限額の設定方法の見直しについて

公務員の初任給の水準については、同年齢の標準生計費を下回らないよう設計されており、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有し、民間事業者の給与水準と均衡させることが基本となっています。このため、公務員の初任給を下限額の基準とすることは、標準的な生計費を賄うという観点や、仮に市直営で職員が業務を行う場合を想定したとしても合理的であると考えことから、下限額の設定に当たっては、本市職員高卒初任給の1時間当たりの給与額に定率を乗じて得た額を下限額として設定しています。本年度は定率を85%として下限額の設定を行いました。最低賃金が下限額を上回ることとなりました。これは、最低賃金が近年上昇傾向にある一方で、本市職員高卒初任給は、ほぼ横ばいの状況にあることによるものと考えられます。

現在の定率85%では、三重県の最低賃金(902円)を下回ることとなり、「まずは、最低賃金に近い水準の労働報酬で従事する労働者の報酬水準を確保する」という目標達成に向けた設定方法として妥当ではないことから、近年の最低賃金の上昇率や社会情勢を的確に見据え、実質的な効力を有する下限額となるように定率を見直す必要があります。

このため、定率の見直しに当たっては、本年度の試行結果における三重県最低賃金(902円)以上で本市職員高卒初任給の1時間当たりの給与額(1,050円)以下の労働報酬が支払われている労働者の報酬を「最低賃金に近い水準の賃金で従事する労働者の報酬」と設定した上で、その平均額(約940円)を下限額設定の目安とすることが適当であると考えます。当該平均額は、本市職員高卒初任給の1時間当たりの給与額の約90%に相当することから、今後の下限額設定に係る定率については、これまでの85%から90%に見直すこととします。

$$\text{【 } 1,050 \text{円} \times 90\% \div 940 \text{円} \text{】}$$

なお、定率(90%)については、毎年度最低賃金や社会経済情勢等の状況に応じて、検証を行い、本審議会で審議を行っていただくこととします。

【参考】労働報酬下限額等の推移(単位:円)

年度	下限額	市職員高卒初任給 (1h/当)	三重県最低賃金	
			金額	改定率
H29	—	—	795 → 820	103.1%
H30	860	1,019	820 → 846	103.2%
R1	880	1,046	846 → 873	103.2%
R2	880	1,046	873 → 874	100.1%
R3	890	1,050	874 → 902	103.2%

6 令和4年度における労働報酬下限額の運用

津市公契約条例の一部改正後の本格運用に備えて、受発注者双方が労働状況台帳作成等の事務を実践すること等を目的として、労働報酬下限額は上記5のとおり見直しを行い、その他の条件については資料1-1の条件に合致する契約の中から一定数を抽出し、労働報酬下限額を適用する契約として発注します。

津市公契約条例の施策の方向性

項目	業務委託	指定管理	工事
① 公契約の範囲	本市が発注する工事、製造その他の請負及び業務委託の契約のほか、指定管理を公契約の範囲に加える。		
② 対象労働者の範囲	労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人を除く）のほか、次の者を対象労働者に加える。 (1) 指定管理者が直接雇用し、かつ施設に常駐する者 (2) 次のア～ウを全て満たす個人事業主（一人親方） ア 資材の調達を自ら行わない者 イ 建設機械その他の機械を持ち込まない者 ウ チェックシート（資料1-2）の11項目中6項目以上に該当する者		
③ 労働報酬下限額対象案件	予定価格が1,000万円以上で、かつ競争により契約している特定公契約	指定管理料が1,000万円以上で、かつ公募により指定管理者を決定する案件	次の(1)又は(2)のいずれかに該当する工事 (1) 予定価格が1億5,000万円以上の工事 (2) 総合評価落札方式の入札において低入札価格調査の対象となった工事
④ 労働状況台帳作成対象	2月（初回月及び最終月）		2回（履行期間の中間月及び最終月）
⑤ 労働状況台帳提出回数	2回（複数年度にまたがる契約の場合は履行（協定）期間に応じて各年度1～2回）		
⑥ 労働状況台帳提出時期	初回及び最終回の業務に係る報酬を支払う日の翌月末日 ※業務内容に応じて提出時期は変更する場合がある。		履行期間の中間月及び最終月の労働に係る報酬を支払う日の翌月末日 ※工事内容に応じて提出時期は変更する場合がある。
⑦ 労働状況台帳提出事務に係る責任範囲	受注者が労働状況台帳等提出書類の物理的な取りまとめを行うものとする。発注者が労働状況台帳内容を確認し、労働報酬下限額を下回っている場合の指導には、発注者が該当業者に対し直接指導する。		
⑧ 違反時のペナルティ	労働報酬下限額を下回った業者があった場合、当該違反業者に対してのみペナルティを科すこととする。受注関係者（下請業者）の違反があった場合、受注者（元請業者）に対しては連帯してペナルティを科さない。		
⑨ 労働報酬下限額の基準	業務委託、指定管理及び工事には様々な業務内容があるものの、まずは最低賃金に近い水準の賃金で従事する労働者の労働環境を確保することを目標とし、設定金額については、労働者の業務内容、経験年数で差をつけることなく全ての労働者に対して同一の基準（津市職員高卒初任給を勘案した額）により設定。		

個人事業主労働者性チェックシート

貴社が①及び②の両方に該当する個人事業主(一人親方)と下請負契約、再委託契約等を締結する場合は、契約締結時に当該個人事業主に対し下のチェック項目ごとに該当の有無を確認し、労働者性の有無を判断してください。

- ① 一人親方が仕事で使う機械・器具(手元工具は除く)は貴社が提供している。
- ② 一人親方が仕事で使う材料は貴社が提供している。

	チェック項目	該当する	該当しない
1	一人親方へ急な仕事を依頼した時、一人親方は断ることができない。		
2	一人親方の仕事が早く終わった時などに予定外の仕事を依頼した場合、一人親方は断ることができない。		
3	一人親方には貴社の就業規則など服務規律を適用している。		
4	一人親方の仕事の就業時間(始業・就業)は貴社が決めている。		
5	当日の仕事が早く終わった時、一人親方が仕事から上がるのには貴社の了解が必要である。		
6	仕事が早く終わった時に、一人親方が自分で見つけた他の現場の仕事に行くことを認めていない。		
7	工程調整上の指示や事故防止のための指示を除き、一人親方の日々の仕事の内容や方法は貴社が具体的な指示を出している。		
8	一人親方の都合が悪くなり、代わりの者が必要となった場合、貴社が代わりの者を探している。		
9	一人親方の仕事を代わりの者が行った場合の報酬は代わりの者に支払う。		
10	一人親方の通常ミスや一人親方の責任による作業遅延によって損害が生じた場合、貴社が負担する。		
11	一人親方の報酬(工事代金、賃金等)は一日当たりの単価など働いた時間によって決められている。		
合 計			

「該当する」が6項目以上の場合→労働者性「有」、労働報酬下限額試行対象労働者
「該当する」が6項目未満の場合→労働者性「無」、労働報酬下限額試行対象外労働者

令和3年度 業務委託及び指定管理における労働報酬下限額試行案件一覧

資料2-1

● 業務委託

試行案件	件名	業種	履行期間	受注者	契約方法	契約金額 (円/税込み)	予定価格 (円/税込み)
①	津リージョンプラザ清掃業務及び環境衛生管理業務委託	清掃業務 (建築物清掃)	R3.5.1~R4.3.31	近畿ビルサービス㈱ 三重営業所(市内支店業者)	指名競争入札	月額1,169,850	月額1,452,000
②	津市モーターボート競走場場内清掃業務委託	清掃業務 (建築物清掃)	R3.4.30~R4.3.31	津グローバル管財㈱ (市内本店業者)	指名競争入札	18,568,000	25,942,840
③	津市モーターボート競走場施設清掃業務委託	清掃業務 (建築物清掃)	R3.4.30~R4.3.31	津グローバル管財㈱ (市内本店業者)	指名競争入札	11,587,950	33,275,000
④	津市モーターボート競走場駐車場等警備業務委託	人的警備業務	R3.5.5~R4.3.31	三重警備保障㈱津営業所 (市内支店業者)	指名競争入札	1名当たり 日額10,800	1名当たり 日額11,000
⑤	津市モーターボート競走場場内警備業務委託	人的警備業務	R3.5.5~R4.3.31	㈱ニーズ (市内本店業者)	指名競争入札	29,267,700	29,367,000
⑥	津リージョンプラザお城ホール舞台設備管理操作業務委託	施設管理業務	R3.6.1~R4.3.31	三重県舞台管理事業協同 組合(市内本店業者)	指名競争入札	月額1,430,000	月額1,430,000
⑦	令和2年度下施処合補第1-1号津市中央浄化センター(ポンプ棟)耐震補強詳細設計業務委託	工事に付随する 設計等業務	R3.6.8~R4.2.28	㈱エフウォーターマネジ メント三重事務所 (市内支店業者)	事後審査型 条件付 一般競争入札	26,312,000	33,063,800
⑧	令和3年度下工公補第1-2号棕本処理区公共下水道実施設計等(基本・詳細)業務委託	工事に付随する 設計等業務	R3.6.4~R4.2.25	㈱三水コンサルタント 三重事務所 (市内支店業者)	事後審査型 条件付 一般競争入札	34,419,000	43,590,800
⑨	令和3年度北道維持第1-38号津地区街路樹維持管理業務委託(その4)	清掃業務 (造園)	R3.6.11~ R3.11.29	㈱グリーンデイズ (市内本店業者)	指名競争入札	11,000,000	16,318,500
⑩	令和3年度水施第1-9号高茶屋浄水場電気計装設備等更新工事に係る詳細設計業務委託	工事に付随する 設計等業務	R3.7.6~R4.3.15	㈱西日本技術コンサル タント三重事務所 (市内支店業者)	事後審査型 条件付 一般競争入札	21,780,000	27,368,000

前回審議会後に報告があった案件

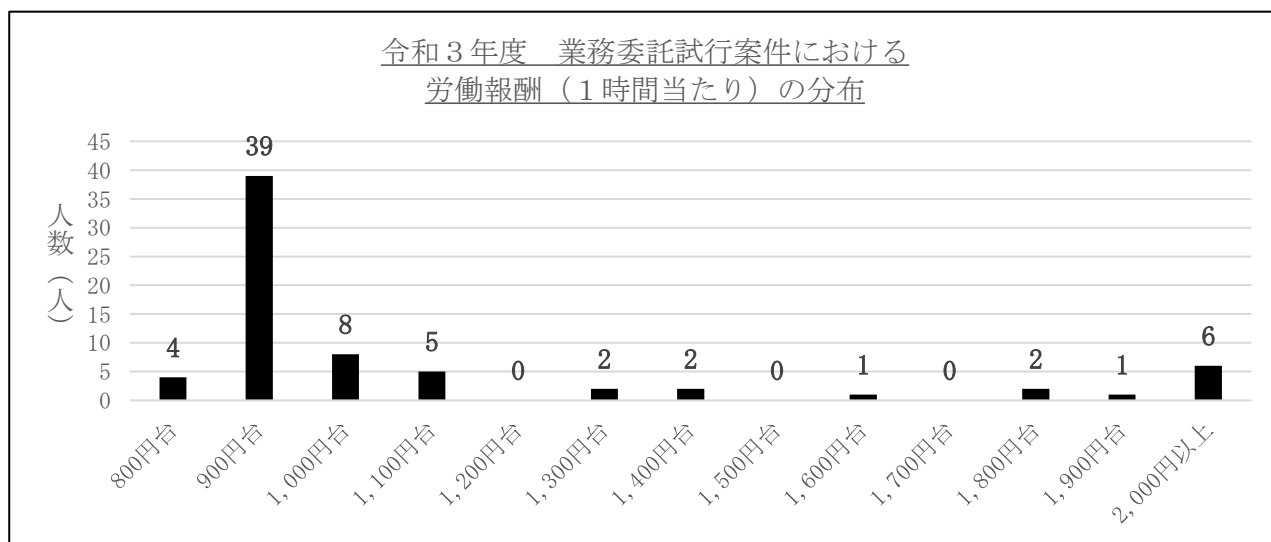
● 指定管理

試行案件	指定管理名	業種	指定期間	指定管理者	指定方法	指定管理料 (円/税込み)	指定管理料 上限額 (円/税込み)
①	津市民テニスコートの管理	-	R3.4.1~R6.3.31	三幸・三重県生涯スポーツ協会 グループ(構成員代表者 三幸 ㈱(県外業者))	地方自治法第244条の2 第3項※の規定に基づき 施設の管理を行わせる こととして、公募により指 定管理者を選定し、市 議会の議決(R2.12.23) を以て指定	R3年度 36,812,000	R3年度 37,000,000

資料2-2

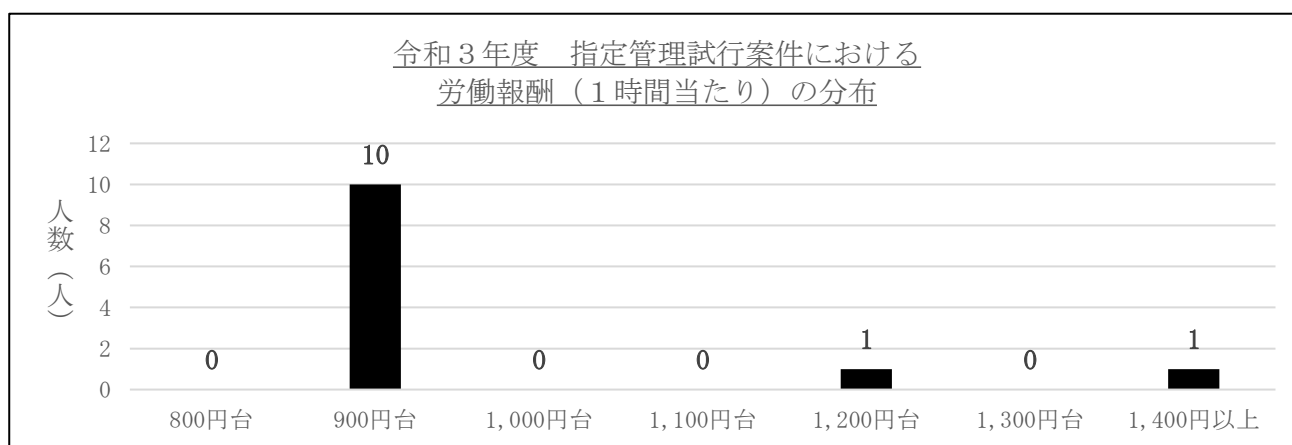
令和3年度 業務委託試行案件における労働報酬 (第1回目労働状況台帳より)

労働者数 (人)	労働報酬		
	上段 (円/1時間あたり)		
	下段 (円/1日(8時間)あたり)		
	最低額	最高額	平均額
70	890	4,609	1,233
	7,120	36,872	9,864



令和3年度 指定管理試行案件における労働報酬 (第1回目労働状況台帳より)

労働者数 (人)	労働報酬		
	上段 (円/1時間あたり)		
	下段 (円/1日(8時間)あたり)		
	最低額	最高額	平均額
12	900	1,416	991
	7,200	11,328	7,928



参考：三重県の最低賃金 令和3年9月30日まで 874円
令和3年10月1日以降 902円

【令和3年度津市公契約条例の労働報酬下限額試行に伴う事務量等に係るアンケートの集計結果】

● 試行案件

1 業務委託

(1) 試行案件①

- ・ 件名 津リージョンプラザ清掃業務及び環境衛生管理業務委託
- ・ 契約（履行）期間 令和3年5月1日から令和4年3月31日まで
- ・ 受注者 近畿ビルサービス株式会社三重営業所
- ・ 受注関係者数 0者

(2) 試行案件②

- ・ 件名 津市モーターボート競走場場内清掃等業務委託
- ・ 契約（履行）期間 令和3年4月30日から令和4年3月31日まで
- ・ 受注者 津グローバル管財株式会社
- ・ 受注関係者 0者

(3) 試行案件③

- ・ 件名 津市モーターボート競走場施設清掃等業務委託
- ・ 契約（履行）期間 令和3年4月30日から令和4年3月31日まで
- ・ 受注者 津グローバル管財株式会社
- ・ 受注関係者 0者

(4) 試行案件④

- ・ 件名 津市モーターボート競走場駐車場等警備業務委託
- ・ 契約（履行）期間 令和3年5月5日から令和4年3月31日まで
- ・ 受注者 三重警備保障株式会社津営業所
- ・ 受注関係者 0者

(5) 試行案件⑤

- ・ 件名 津市モーターボート競走場場内警備業務委託
- ・ 契約（履行）期間 令和3年5月5日から令和4年3月31日まで
- ・ 受注者 株式会社ニーズ
- ・ 受注関係者 0者

(6) 試行案件⑥

- ・ 件名 津リージョンプラザお城ホール舞台設備管理操作業務委託
- ・ 契約（履行）期間 令和3年6月1日から令和3年3月31日まで
- ・ 受注者 三重県舞台管理事業協同組合
- ・ 受注関係者 0者

(7) 試行案件⑦

- ・ 件名 令和2年度下施処合補第1-1号津市中央浄化センター（ポンプ棟）耐震補強詳細設計業務委託
- ・ 契約（履行）期間 令和3年6月8日から令和4年2月28日まで
- ・ 受注者 株式会社エフウォーターマネジメント三重事務所
- ・ 受注関係者 0者

(8) 試行案件⑧

- ・ 件名 令和3年度下工公補第1-2号棕本処理区公共下水道実施設計等
(基本・詳細)業務委託
- ・ 契約(履行)期間 令和3年6月4日から令和4年2月25日まで
- ・ 受注者 株式会社三水コンサルタント三重事務所
- ・ 受注関係者 0者

(9) 試行案件⑨

- ・ 件名 令和3年度北道維担第1-38号津地区街路樹維持管理業務委託
(その4)
- ・ 契約(履行)期間 令和3年6月11日から令和3年11月29日まで
- ・ 受注者 株式会社グリーンデイズ
- ・ 受注関係者 0者

(10) 試行案件⑩

- ・ 件名 令和3年度水施第1-9号高茶屋浄水場電気計装設備等更新工事に係る
詳細設計業務委託
- ・ 契約(履行)期間 令和3年7月6日から令和4年3月15日まで
- ・ 受注者 株式会社西日本技術コンサルタント三重事務所
- ・ 受注関係者 0者

2 指定管理

(1) 試行案件①

- ・ 件名 令和3年度津市民テニスコート指定管理
- ・ 指定期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- ・ 指定管理者 三幸・三重県生涯スポーツ協会グループ

● アンケート提出時期

受注者が担当課に本件に係る初回分の労働状況台帳(受注関係者分を含む。)を提出するとき。(初回分の労働状況台帳の提出時期は、契約締結後、最初のひと月分の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の翌月の末日まで)

● アンケート回答対象

受注者及び指定管理者

質問1 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式、作成に係る事務作業及び提出方法等について、課題や問題点はありますか。

(1) 台帳の様式について

- ア ない 10者
- イ ある 1者

・ 「契約名」の欄が文字のサイズの調整できない為、文字が全て入りきらない。

(2) 作成に係る事務作業について

- ア ない 10者
- イ ある 1者

(3) 提出方法について

資料2-3

- | | |
|------|-----|
| ア ない | 11者 |
| イ ある | 0者 |

質問2 受注関係者（下請業者、再委託業者）や労働者への条例内容の周知について、どのように行っていますか。

(1) 受注関係者への周知について

※回答無し（業務委託、指定管理ともに受注関係者無しであったため）

(2) 労働者への周知について

- | | |
|----------------------------|----|
| ア 作業場の見やすい場所に書面を掲示し周知している。 | 7者 |
| イ 個別に書面を交付し周知している。 | 4者 |

質問3 津市公契約条例の内容に関して、労働者からの相談や問い合わせがありましたか。

- | | |
|------|-----|
| ア ない | 11者 |
| イ ある | 0者 |

質問4 労働報酬下限額が設定されたことにより、労働者の賃金に影響が出ましたか。

- | | |
|----------|-------------|
| ア 出していない | 10者 |
| イ 出ている | 1者（賃金が上がった） |

質問5 労働報酬下限額について、設定金額（令和3年度は9月30日まで890円、10月1日から902円）はいかがですか。

- | | |
|-------|-----|
| ア 高い | 0者 |
| イ 低い | 1者 |
| ウ 妥当 | 10者 |
| エ その他 | 0者 |

質問6 津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルの内容について、御意見等ございましたら御記載ください。

- ・ 労働者に対して受注者が説明するより市の担当から説明会を開くなどして頂いた方がより安心できるのではないかと思います。また詳しく知りたい方はほとんどいないので、ポイントを簡潔にまとめた掲示用の書類が欲しいです。
- ・ 内容について、特に指摘事項等はありません。業務委託では初めてになるので、良いきっかけとなっています。

質問7 その他、条例に関して、御意見等ございましたら、御記載ください。

- ・ 現場の大小に関わらずこういう制度の必要性は感じるが、同時に作業品質の面をどう担保していくかを考えていかないと適正な競争入札が行われるのか疑問に感じます。（最低落札価格や総合評価制度など）

令和3年度 工事における労働報酬下限額試行案件一覧

資料3-1

試行案件	件名	工事種別	格付等	履行期間	受注者	契約金額 (円/税込み)	予定価格 (円/税込み)
①	令和2年度営教総補第70号津市立修成小学校長寿命化改修工事	建築一式	A	R.3.7.1~R4.2.10	草深林業(株) (市内本店業者)	152,911,000	169,906,000
②	令和2年度営教総補第71号津市立朝陽中学校長寿命化改修工事	建築一式	A	R.3.7.1~R4.2.10	(株)アイケーディ (市内本店業者)	183,260,000	203,634,200
③	令和3年度建整橋維補継第1号津興橋大規模更新事業旧橋(下部工)撤去等工事	土木一式	実績(東海3県内本・支店)	R3.8.27~R4.8.1	(株)奥村組 三重営業所 (県内支店業者)	413,358,000	459,295,100
④	令和3年度営消総継第68号 津市北消防署建築工事	建築一式	A	本契約締結の日から起算して420日間 (仮契約締結済)	東海土建(株) (市内本店業者)	383,086,000	425,660,400
⑤	令和3年度水工第3号片田新町地内配水管布設工事 ※	土木一式 (配水管工事)	A1	R.3.5.21~R3.12.15	勢和建设(株) (市内本店業者)	159,588,000	179,069,000
⑥	令和3年度水工第4号豊が丘三丁目地内配水管布設工事 ※	土木一式 (配水管工事)	A1	R.3.5.21~R3.12.15	(株)マスカワ (市内本店業者)	163,779,000	183,854,000
⑦	令和3年度下施雨ボ補継第1号半田川田ポンプ場ポンプ設備(No. 3ポンプ等)築造工事 ※	機械器具設置	実績(東海3県内本・支店)	R3.6.9~R5.2.28	(株)電業社機械製作所 名古屋支店 (県外支店業者)	302,225,000	357,731,000
⑧	令和3年度下施処合補継第1号津市中央浄化センターポンプ設備(5号雨水ポンプ等)改築工事 ※	機械器具設置	実績(東海3県内本・支店)	R3.6.10~R5.2.28	(株)荏原製作所 中部支社 (県外支店業者)	337,150,000	400,936,800
⑨	令和3年度下工公補第5号安濃川上流左岸第二排水区排水路整備工事 ※	土木一式	A1	R.3.8.3~R4.2.28	吉村工業(株) (市内本店業者)	144,804,000	167,823,700
⑩	令和3年度下工公補継第1号町屋第2雨水幹線築造工事 ※	土木一式	A1	R3.8.31~R5.1.30	藪建設(株) (市内本店業者)	351,263,000	390,300,900
⑪	令和3年度水工第44号 産品及び片田志袋町地内配水管布設工事 ※	土木一式 (配水管工事)	A1	R3.10.8~R4.3.18	(株)藤田組 (市内本店業者)	267,003,000	297,957,000
⑫	令和3年度水工継第1号 戸木町地内配水管布設工事 ※	土木一式	実績(東海3県内本・支店)	R3.10.29~R5.11.14	熊谷・本州特定建設工事 共同企業体 (市内支店・市内本店)	781,506,000	868,351,000

※…上下水道管理課発注

中間月における労働状況台帳提出済の案件(今回の試行結果に反映)

令和3年度労働報酬下限額試行結果（工事・職種別）

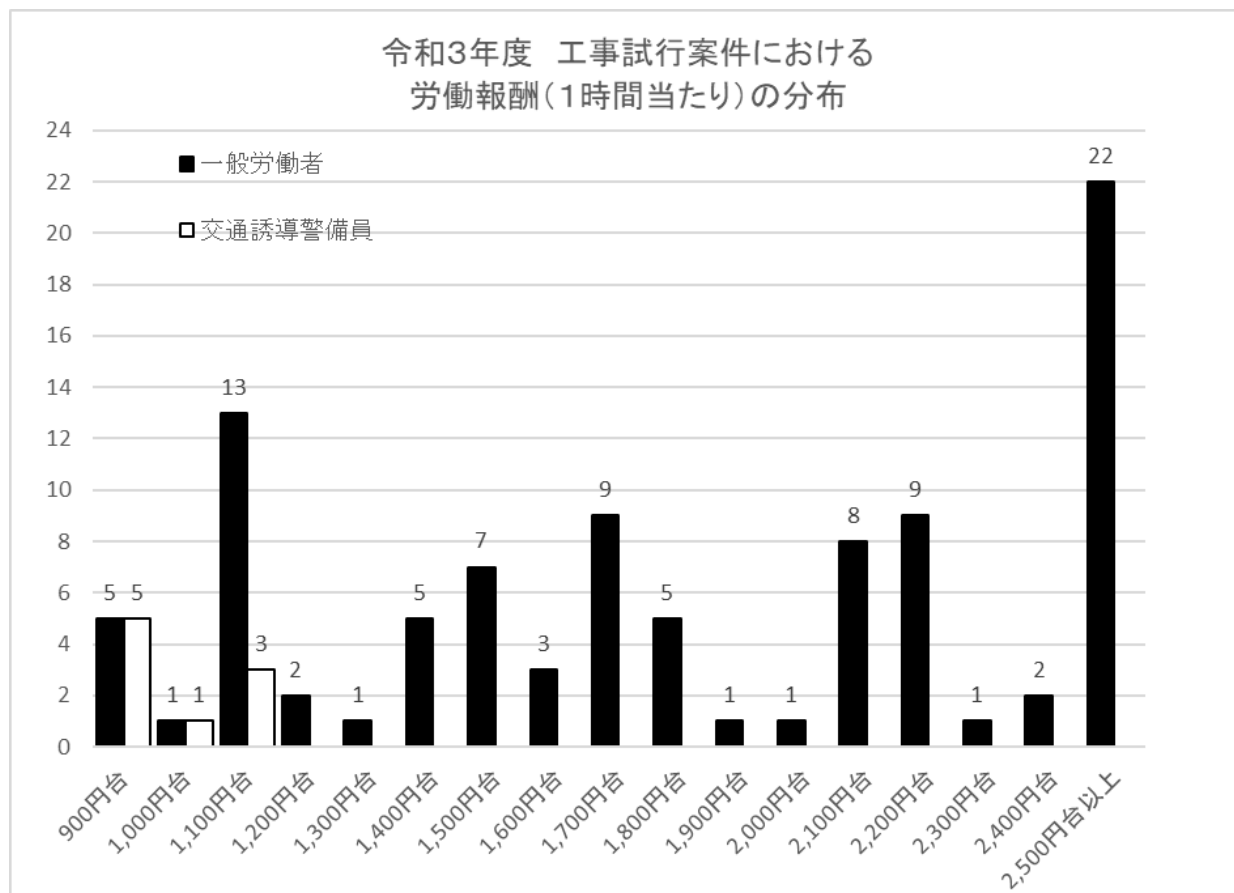
職種別労働報酬

職種	労働者数 (人)	労働報酬		
		上段（円／1時間あたり） 下段（円／1日（8時間）あたり）		
		最低額	最高額	平均額
一般労働者	95	907	4,444	1,926
		7,256	35,552	15,408
交通誘導警備員	9	925	1,190	1,026
		7,400	9,520	8,208

参考：三重県の最低賃金 令和3年9月30日まで 874円

令和3年10月1日以降 902円

職種別労働報酬の分布



令和3年度労働報酬下限額試行結果（工事・法人個人別）

法人の労働者と個人事業主との労働報酬の比較

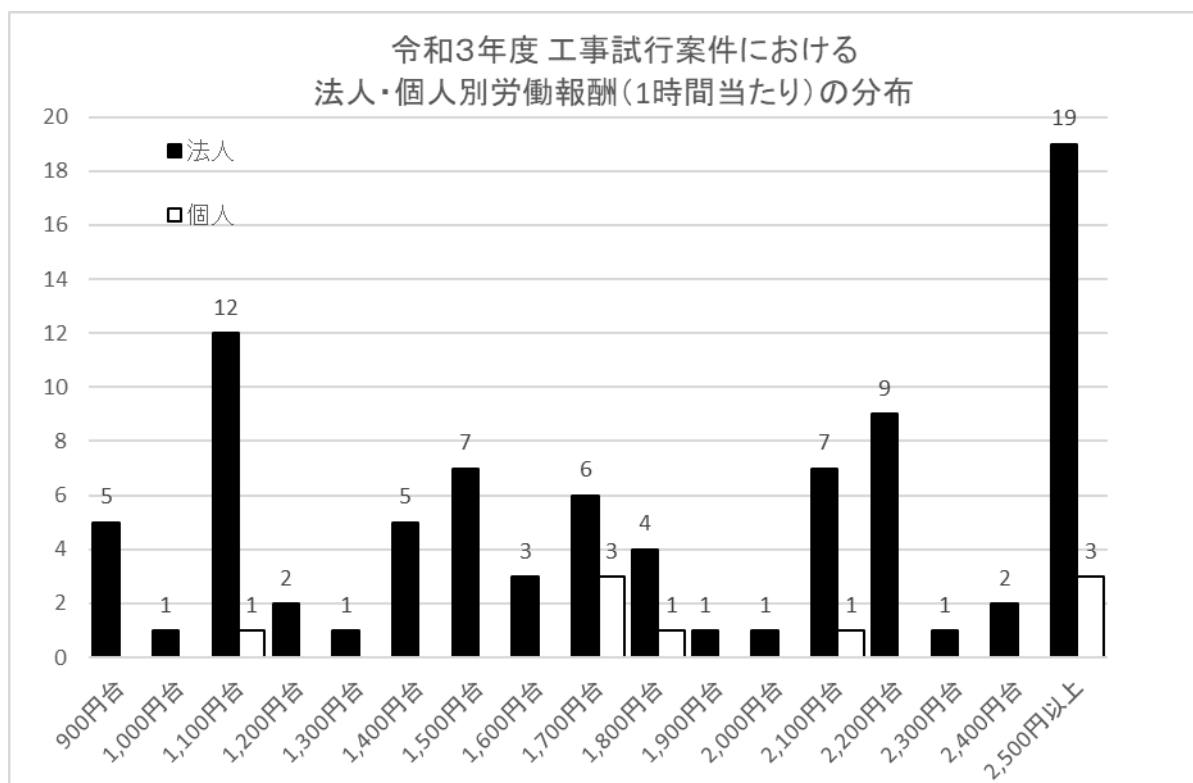
職種	労働者数 (人)	労働報酬		
		上段（円／1時間あたり）		平均額
		最低額	最高額	
事業所に使用される労働者	86	907	4,444	1,908
		7,256	35,552	15,264
個人事業主 (労働者性あり)	9	1,158	2,812	2,101
		9,264	22,496	16,808

※交通誘導警備員に個人事業主はいないため集計から除く

参考：三重県の最低賃金 令和3年9月30日まで 874円

令和3年10月1日以降 902円

法人の労働者、個人事業主の労働報酬の分布



※交通誘導警備員に個人事業主はいないため集計から除く

【令和3年度津市公契約条例の労働報酬下限額試行に伴う事務量等に係るアンケートの集計結果】

● 試行案件

工事（中間月分労働状況台帳及びアンケートが提出された案件を抜粋、受注関係者数は中間月時点での施工体系図に記載された数）

(1) 試行案件①

- ・ 件名 令和2年度営教総補第70号津市立修成小学校長寿命化改修工事
- ・ 契約（履行）期間 令和3年7月1日から令和4年2月10日まで
- ・ 受注者 草深林業株式会社
- ・ 受注関係者数 27者

(2) 試行案件②

- ・ 件名 令和2年度営教総補第71号津市立朝陽中学校長寿命化改修工事
- ・ 契約（履行）期間 令和3年7月1日から令和4年2月10日まで
- ・ 受注者 株式会社アイケーディ
- ・ 受注関係者 71者

(3) 試行案件③

- ・ 件名 令和3年度水工第3号片田新町地内配水管布設工事
- ・ 契約（履行）期間 令和3年5月21日から令和3年12月15日まで
- ・ 受注者 勢和建設株式会社
- ・ 受注関係者 8者

(3) 試行案件④

- ・ 件名 令和3年度水工第4号豊が丘三丁目地内配水管布設工事
- ・ 契約（履行）期間 令和3年5月21日から令和3年12月15日まで
- ・ 受注者 株式会社マスカワ
- ・ 受注関係者 6者

(4) 試行案件⑤

- ・ 件名 令和3年度下工公補第5号安濃川上流左岸第二排水区排水路整備工事
- ・ 契約（履行）期間 令和3年8月3日から令和4年2月28日まで
- ・ 受注者 吉村工業株式会社
- ・ 受注関係者 8者

(5) 試行案件⑥

- ・ 件名 令和3年度水工第44号 産品及び片田志袋町地内配水管布設工事
- ・ 契約（履行）期間 令和3年10月8日から令和4年3月18日まで
- ・ 受注者 株式会社藤田組
- ・ 受注関係者 6者

● アンケート提出時期

受注者が担当課に本件に係る中間月分の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。
（初回分の労働状況台帳の提出時期は、中間日が属する月の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の翌月の末日まで）

● アンケート回答対象

受注者及び中間月分の労働状況台帳を作成した事業者

質問1 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式、作成に係る事務作業及び提出方法等について、課題や問題点はありますか。

(1) 台帳の様式について

- | | |
|------|-----|
| ア ない | 41者 |
| イ ある | 0者 |

(2) 作成に係る事務作業について

- | | |
|------|-----|
| ア ない | 39者 |
| イ ある | 2者 |

自由意見

- ・ 手間がかかる
- ・ 初めてのことで理解しづらかった

(3) 提出方法について

- | | |
|------|-----|
| ア ない | 37者 |
| イ ある | 3者 |

自由意見

- ・ 各下請業者から直接津市に提出できるようにしてほしい。
- ・ 手間がかかる
- ・ 初めてのことで理解しづらかった

質問2 受注関係者（下請業者、再委託業者）や労働者への条例内容の周知について、どのように行っていますか。

(1) 受注関係者への周知について

- | | |
|--|-----|
| ア 津市が発行する津市公契約条例に関する手引及びマニュアルを配布し周知している。 | 13者 |
| イ 口頭により説明し周知している。 | 21者 |

(2) 労働者への周知について

- | | |
|----------------------------|-----|
| ア 作業場の見やすい場所に書面を掲示し周知している。 | 9者 |
| イ 個別に書面を交付し周知している。 | 26者 |

質問3 津市公契約条例の内容に関して、労働者からの相談や問い合わせがありましたか。

- | | |
|------|-----|
| ア ない | 39者 |
| イ ある | 1者 |

資料3-4

質問4 労働報酬下限額が設定されたことにより、労働者の賃金に影響が出ましたか。

- | | |
|----------|-----|
| ア 出していない | 41者 |
| イ 出ている | 0者 |

質問5 労働報酬下限額について、設定金額（令和3年度は9月30日まで890円、10月1日から902円）はいかがですか。

- | | |
|-------|-----|
| ア 高い | 1者 |
| イ 低い | 10者 |
| ウ 妥当 | 29者 |
| エ その他 | 1者 |
- 自由意見

- ・ 肉体労働のため1,000円程度は必要。

質問6 津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルの内容について、御意見等ございましたら御記載ください。

自由意見

- ・ 発注者側に部分下請通知書も提出していますので、津市から直接下請業者に説明していただき、提出も直接提出できるようにしていただきたいと思います。

質問7 その他、条例に関して、御意見等ございましたら、御記載ください。

自由意見なし

		審議会			津市	
月		審議会等	内容	備考	内容	備考
4	上旬					
	中旬					
	下旬					
5	上旬					
	中旬	● 審議会	答申案提示、答申案審議			
	下旬					
6	上旬		↑ 答申書調整 ↓			
	中旬					
	下旬	● 審議会	答申書案再提示			
7	上旬	● 答申式	津市長に対して答申書の提出		答申書受領	
	中旬				↑ 答申を踏まえた条例	
	下旬					
8	上旬		任期満了に伴う新委員委嘱		規則改正案作成等	
	中旬				↓	
	下旬					
9	上旬				改正条例等案確定	
	中旬					
	下旬					
10	上旬		条例等改正案の概要提示			
	中旬					
	下旬					
11	上旬				津市議会へ改正条例案提出	
	中旬					
	下旬					
12	上旬					
	中旬					
	下旬					
1	上旬					
	中旬					
	下旬					
2	上旬					
	中旬	● 審議会	条例運用状況、改正条例等			
	下旬		令和5年度労働報酬下限額等について			
3	上旬					
	中旬					
	下旬					
4	上旬				● 改正条例等施行	
	中旬					
	下旬					